

伯耆町社会福祉協議会
訪問介護事業
重要事項説明書
(ホームヘルプ)

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
溝口訪問介護事業所

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する通所介護サービスの提供開始に当たり、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業概要

法 人 名	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
法 人 所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町大殿 1010 番地
電 話 番 号	0859-68-4635
代 表 者 氏 名	会長 景 山 良 一

2. 事業所の概要

事 業 の 種 類	指定訪問介護事業
事 業 所 の 名 称	溝口訪問介護事業所
指 定 事 業 所 番 号	3171500600
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町溝口 281 番地 2
電 話 番 号	0859-63-0666
管 理 責 任 者	片 岡 真由美
開 始 年 月 日	平成 17 年 2 月 1 日
通常の事業実施区域	伯耆町、南部町、日吉津村及び米子市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定訪問介護は、介護保険法令に従いご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、サービスを提供します。
運営方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、本人や家族の意向等を基に介護が必要な方のサービスが適用に利用出来るように便宜を図ることを方針とします。

4. 職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1 名	・本事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
サービス提供責任者	1 名以上	・本事業所の利用申し込みに係る調整 ・訪問介護員に対する相談助言及び技術指導 ・訪問介護計画の作成等
訪問介護員	常勤換算法で 2.5 名以上	・訪問介護の提供にあたるものとする。

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時まで

○上記以外の時間、曜日を希望されるときは、ご相談ください。

6. サービス内容と利用料金

《サービス内容》

① 身体介護

※生活介護 (入浴介護、清拭、専門的相談助言)

※動作介護 (体位交換、通院介護)

※身の回り介護 (排泄介護、おむつ等交換、着替え、整容)

② 生活援助

※日常生活援助

○利用者の食事の用意 (ご家族分の調理は行いません)

○利用者の衣類等の洗濯 (ご家族分の洗濯は行いません)

○利用者の居室の掃除

○利用者の日常生活必需品の買い物

③ 通院等のための乗降介助 (利用にあたっては別途福祉有償運送利用登録が必要です)

《利用料金》(厚生労働省の基準：訪問介護養成研修 2 級課程修了者における単価)

利用料金は利用者負担割合に応じた額の支払いとなります。下記料金は 1 割負担の場合の額です。

通常の時間帯 (8:00～18:00) での料金表

身体介護	サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満	90 分以上 30 分増す毎に
	利用者自己負担額	163 円	244 円	387 円	567 円	(+)82 円
		※生活援助加算(身体介護から引き続き生活援助を行った場合) 20 分から起算して 25 分ごとに(+)65 円				
生活援助	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上			
	利用者自己負担額	179 円	220 円			
乗降介助	利用者自己負担額	1 回につき	※別途利用料(運賃)が必要です			
		97 円				
初回加算	利用者自己負担額	1 月につき	※初回加算 サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。			
		200 円				

介護加算	緊急時訪問	利用者自己負担額	1 回につき	※緊急時訪問介護加算 居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に加算されます。
			100 円	
向上加算(Ⅰ)	生活機能連携	利用者自己負担額	1 月につき	※生活機能連携向上加算 訪問リハビリ・通所リハビリの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受け、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成(変更)することで加算されます。
			100 円	
加算(Ⅱ)	特定事業所	利用者自己負担額	1 回につき	※特定事業所加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し指定訪問介護を行った場合に加算されます。
			所定単位数の 10%	
介護加算	特別地域訪問	利用者自己負担額	1 回につき	※特別地域訪問介護加算 特別地域(離島・山間・へき地)に所在する事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合に加算されます。
			所定単位数の 15%	
処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等	利用者自己負担額	1 月につき	※介護職員処遇改善加算 介護職員の処遇(賃金等)の改善を目的とした加算で左記のとおり加算されます。
			介護保険給付対象サービス自己負担月額の 24.5%	

- ① 夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)及び早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)については 100 分の 25 を、深夜(午後 10 時から午前 6 時まで)については 100 分の 50 を上記の表に加算した料金を頂きます
- ② 2 人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、契約者の同意の上で、通常利用料金の 2 倍の料金を頂きます。たとえば、体重の重たい方への入浴サービスや暴力行為の見られる方へのサービスなど介護保険の要件を満たし、2 人の職員でサービス提供を行う必要があるとき。
- ③ 保険の要件を満たさず、特に 2 人の訪問介護職員でのサービスを希望された場合は、1 人の介護職員にかかる利用料金全額を自己負担額としてお支払い頂きます。
- ④ 利用者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合は、サービス料金の金額をお支払い頂きます。
 - ◎ 要介護・要支援の認定を受けた後、自己負担分を除く金額が介護保険から払戻しされます。(償還払)
 - ◎ 居宅介護サービス計画が作成されていない場合も同様の償還払いとなります。
 - ◎ 償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

7. 利用料金の支払い

利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、請求いたしますので、利用月の翌々月 5 日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア. 口座から自動引き落としによる支払い（事前に自動引き落としの契約が必要です。）

利用できる金融機関

- | | |
|--------------|----------|
| ① 山陰合同銀行 | ③ 鳥取銀行 |
| ② 鳥取西部農業協同組合 | ④ ゆうちょ銀行 |

イ. 口座振り込みによる支払い（金融機関指定の手数料が必要です）

利用できる金融機関

- | | | |
|------------------|------|---------------------------|
| ① 山陰合同銀行溝口出張所 | 普通預金 | 0 9 9 - 2 1 1 6 5 7 5 |
| ② 鳥取西部農業協同組合溝口支所 | 普通預金 | 4 4 1 - 6 0 1 9 3 4 4 |
| ③ 鳥取銀行溝口出張所 | 普通預金 | 1 8 0 - 1 3 4 0 1 7 1 |
| ④ ゆうちょ銀行 | 普通預金 | 1 5 2 1 0 - 9 1 3 2 4 4 1 |

ウ. 現金持参による支払い

伯耆町社会福祉協議会溝口支所（溝口福祉センター）までご持参下さい。

8. 利用の中止、変更、追加等

- ① 利用予定日の前に利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

（この場合は、利用日の前日までに事業者申し出てください。）

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料を頂く場合があります。

（ただし、体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。）

利用予定日の前日までに申し出をされた場合	無 料
利用予定日の当日に申し出をされた場合	当日利用料金の 10 % (利用者負担相当額)

- ③ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合は、サービス内容の変更を行い、その変更したサービスの内容や時間に応じてサービス利用料金を請求いたします。

9. 苦情の受け付けについて

- ① 苦情の受け付け

当事業所に関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | | | |
|----------|---------------|--------------------|---------------|
| ◎ 苦情受付窓口 | (担当者) | 管理者 | 片岡 真由美 |
| ◎ 受付時間 | 月曜日～土曜日 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 | |
| ◎ 電話番号 | 6 3 - 0 6 6 6 | FAX | 6 3 - 0 6 6 0 |

- ② 行政機関等その他苦情受付機関

伯耆町役場	所在地	西伯郡伯耆町吉長 3 7 - 3
	電話番号	0 8 5 9 - 6 8 - 5 5 3 5
	F A X	0 8 5 9 - 6 8 - 3 8 6 6
	受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
南部箕蚊屋広域連合	所在地	西伯郡南部町法勝寺 3 7 7 - 1
	電話番号	0 8 5 9 - 3 9 - 6 2 2 2
	F A X	0 8 5 9 - 3 9 - 6 2 2 3
	受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
鳥取県国民健康保険団体連合会 (鳥取県東部総合事務所 5 F)	所在地	鳥取市立川町 6 丁目 1 7 6
	電話番号	0 8 5 7 - 2 0 - 2 1 0 0
	F A X	0 8 5 7 - 2 9 - 6 1 1 5
	受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
南部町役場健康福祉課	所在地	西伯郡南部町倭 4 8 2
	電話番号	0 8 5 9 - 6 6 - 5 5 2 4
	受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
日吉津村役場福祉保健課	所在地	日吉津村大字日吉津 872-15
	電話番号	0 8 5 9 - 2 7 - 5 9 5 2
	受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

1 0. 秘密の保持

- ① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- ② 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意をさせて頂きます。

1 1. 事故発生時の対応

- ① 当事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、利用者を担当する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

1 2. 緊急時の対応方法

(1) 利用者の主治医

当事業所は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

あらかじめ、次のことについて確認を取らせて頂きます。

- ① 主治医 ② 所属医療機関 ③ 電話番号

(2)緊急連絡先

当事業所は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。家族等についても同様に連絡します。

あらかじめ、緊急連絡先について次のことを確認させていただきます。

- ① 氏 名 ② 住 所 ③ 電話番号

1 3. 虐待の防止について

利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者 米原 習子

- (2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 苦情解決体制の整備

- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- (5) 虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

1 4. その他留意事項

- ① 契約者は、当事業所が定めるサービス以外の業務を他の事業者には依頼することはできません。
- ② 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気等を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡をする必要がある場合の電話代も含まれます。
- ③ 訪問介護サービスにおいて利用者の求めに応じてサービス提供記録の開示を行います。

指定訪問介護サービスの契約締結に際して、サービス内容、重要事項の説明を致しました。

西伯郡伯耆町溝口281番地2
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
溝口訪問介護事業所
会 長 景 山 良 一

説明者 _____ 印